⑭　上記２⑷の施工実績が「国土交通省地方整備局（港湾空港関係）」における場合において、当該施工実績が当該者のものと確認されない場合は、当該者の施工実績として認めない。ここでいう、当該者のものと確認できない場合とは、合併及び会社分割等における「一般競争（指名競争）入札参加資格の再決定（又は新規の決定）」を受けていない事、若しくは、再決定（又は新規の決定）時に実績として承継が認められていない場合を指す。

⑮　入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。

⑯　資料のヒアリングは、必要に応じて行うものとし、その場合の日時・場所等必要事項は別途通知する。

⑰　申請書及び資料作成に関する説明会は実施しない。

⑱　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Masahiro Kato Vice Director-General Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Development work for a shoal in Tokyo bay

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 12 : 00　13 September 2019

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 14 : 00　30 October 2019 (tenders brought or submitted by mail : 14 : 00　30 October 2019)

⑹　Contact point for tender documentation : Kiyoshi Nakazato, Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism ; 5―57 Kitanakadori, Naka-ku, Yokohama-city, Kanagawa-pref 231―8436 Japan TEL 045―211―7413

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和元年８月６日

支出負担行為担当官

近畿地方整備局副局長　成瀬　英治

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　28

○第９号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　大阪港北港南地区航路（－16m）附帯施設護岸⑴基礎等工事（第３工区）

⑶　工事場所　大阪市此花区夢洲東１丁目地先

⑷　工事内容　本工事は、航路浚渫に伴い発生する土砂の受入のための附帯施設（護岸）を築堤するものである。

⑸　工期　契約締結の日から令和２年９月18日まで

⑹　使用する主要な資機材　盛砂、石材、ガット船、クレーン付台船、出入口操作船、監視船

⑺　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年５月31日法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。

⑻　本工事は、入札時に施工計画等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（Ｓ型））の適用工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

⑼　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価落札方式の提案範囲を除く。

⑽　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

⑾　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

⑿　本工事は、競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料を開示する試行工事である。

⒀　本工事は、契約締結後、総価契約の内訳として、単価等について合意を行う「総価契約単価合意方式」の対象工事である。なお、本方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式を基本とするが、受注者の希望により、単価を一括的に合意する方式も可能とする。

⒁　本工事は、若手の主任（監理）技術者を定期的に指導する経験豊富な技術者（技術指導者）を配置できる「若手技術者登用促進型」の試行工事である。なお、技術指導者の配置については、参加表明書の提出者が選択できるものとする。若手主任（監理）技術者は、平成31年４月１日時点で満40歳未満の者とする。

⒂　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ＩＣＴの全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査、工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事である。

⒃　本工事は、休日を確保した場合、請負工事成績評定で評価する試行工事である。

⒄　本工事は、若手技術者を主任技術者又は監理技術者として配置した場合、請負工事成績評定で評価する試行工事である。

⒅　本工事は、働きやすい職場環境を整備した場合、請負工事成績評定で評価する試行工事である。

⒆　本工事は、担い手育成活動を実施した場合、請負工事成績評定で評価する試行工事である。

⒇　本工事は、工事期間中の真夏日の日数に応じて、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う試行工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）又は経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）若しくは単体有資格者であること。

なお、特定ＪＶとして競争に参加する場合は、別に公示する特定ＪＶの資格決定を受けること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年４月30日勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　近畿地方整備局における平成31・32年度港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。

⑶　近畿地方整備局における平成31・32年度港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が特定ＪＶの代表者又は経常ＪＶ若しくは単体有資格者にあっては1,150点以上、特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては客観点数が850点以上の者であること（会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾土木工事における客観点数が特定ＪＶの代表者又は経常ＪＶ若しくは単体有資格者にあっては1,150点以上、特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては客観点数が850点以上であること。）。